

◎在外公館の名称及び位置並びに在外

公館に勤務する外務公務員の給与に

関する法律の一部を改正する法律

(平成二六年三月三十一日法律第三号)

一、提案理由(平成二六年三月七日・衆議院外務委員会)

○岸田国務大臣 たいいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することであります。

改正の第二は、外務公務員の研修員手当の支給額を改定することであります。

以上の改正内容については、平成二六年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(平成二六年三月十八日)

○鈴木俊一君 たいいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の支給額の改定を行うことであります。

本案は、去る三月六日外務委員会に付託され、翌七日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二六年三月二十八日)

○末松信介君 たいいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

八

の基準額を改定すること、研修員手当の支給額を改定することについて規定するものであります。

委員会におきましては、為替変動等による在勤手当への影響、在勤基本手当の改定と生計費調査の活用、在外研修制度の現状と研修員手当の在り方、在外公館の整備方針、外務省人員体制の拡充強化と在外職員の勤務環境の改善等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。